

複写

許可番号 第22A00016号

薬局開設許可証

氏名 株式会社 ファルコファーマシーズ

薬局の名称 ファルコ薬局 大阪本庄店

薬局の所在地 大阪市北区本庄東2丁目11番7号
ヴィラージュ本庄1階

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条
第1項の規定により、薬局開設の許可を受けた者であることを証明する。

令和4年3月31日

大阪市長 松井 一郎

有効期間 令和 4年 4月 1日 から
令和10年 3月31日 まで

ファルコ薬局 大阪本庄店

管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	髪口 弘祐
勤務する薬剤師 (担当業務)	横田 奈津子(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 川原 哲也(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 村瀬 良輔(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 酒井 智美(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 武内 美弥(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 川端 夏未(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 吉田 和正(保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	なし
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師:名札に氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者:- その他の勤務者:名札に氏名を記載
営業時間	月～金… 9時00分～13時30分 14時30分～20時00分 土曜日… 9時00分～12時00分
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
営業時間相談時・緊急時の 連絡先	06-6476-8120 06-6476-8120(夜間転送)

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

当薬局のサービスについて

当薬局では調剤管理料を算定しています。

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

当薬局では服薬管理指導料を算定しています。

患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。

そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。

お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。

当薬局では医療情報取得加算を算定しています。

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

医療情報取得加算・・・12ヶ月に1回 1点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

当薬局のサービスについて

当薬局では調剤基本料 1 を算定しています。

当薬局では地域支援体制加算 1 を算定しています。

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者の免許
- ・集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
- ・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績(薬局あたり年24回以上)
- ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍)
- ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等)
- ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・要指導医薬品・一般用医薬品(48薬効群)・緊急避妊薬の備蓄
- ・健康相談の取り組み
- ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

当薬局では後発医薬品調剤体制加算 3 を算定しています。

当薬局では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、薬局スタッフへお申し出ください。

処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。また必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

当薬局では医療 DX推進体制加算 2 を算定しています。

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。
- ・マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用することを促進する等、医療 DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療 DXに係る取組を実施しています。

当薬局では連携強化加算を算定しています。

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しております。

・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)

イ 個人防備具を備蓄

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

・災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

当薬局のサービスについて

当薬局では在宅薬学総合体制 加算1を算定しています。

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。在宅患者様には、規定の調剤報酬点数表に従い処方箋 1回につき算定しております。

(在宅薬学総合加算1の場合)

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知
- ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者免許の取得
- ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年24回以上)

当薬局では在宅中心静脈栄養法加算を算定しています。

当薬局は、高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用等在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

当薬局では在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 を算定しています。

当薬局は、麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者様に対して、注射ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受け付けできなくなり、
医療機関での再発行が必要です。



**保険証のご提示を
お願い致します**

初めてご来局の方・転職・異動などで保険証が
変わられた方はご提示をお願いします



個別の調剤報酬の算定項目の分かる
明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に
個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で
発行いたします。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出下さい。

2024年度 調剤報酬点数一覧表

2024年10月1日改定

Main table containing various categories of pharmaceutical services and their corresponding points. Categories include: 調剤基本料 (Basic Pharmacy Fees), 調剤技術料 (Pharmacy Technical Fees), 薬剤調製料 (Drug Preparation Fees), 調剤管理料 (Pharmacy Management Fees), 在宅医療 (Home Medical Care), and 介護報酬 (Nursing Fees). Each row lists a service, its conditions, and the number of points.

(当薬局で算定している項目の点数です。1点10円にて、計算します。患者様の一部負担金には、上記以外に薬剤料等も含まれています。)

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点/回	・在宅で療養中の方 518点/回
・同じ建物内にて療養中の方が 2～9名 320点/回	・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点/回
10名以上 290点/回	10名以上 342点/回
自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。

点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円
(3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)

ファルコ薬局 大阪本庄店

管理薬剤師: 髪口 弘祐

大阪府知事指定介護保険事務所 第 2744104437 号

[営業日・営業時間]

平日: 9時00分～13時30分
14時30分～20時00分

土曜: 9時00分～12時00分

日曜・祝日: 休み

[所在地]

大阪府大阪市北区本庄東
2-11-7ヴィラージュ本庄1階

[連絡先]

TEL: 06-6476-8120

FAX: 06-6476-8121

かかりつけ薬剤師指導料 及びかかりつけ薬剤師包括管理料

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験3年以上
- ・週32時間以上の勤務
- ・当薬局1年以上在籍
- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

お薬の販売方法について

分類と外箱表示

陳列方法

情報提供と相談への対応

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの

販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）

販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

第二類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く）

第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します

薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

一般用医薬品

※指定第二類医薬品

第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品
『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。
個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

【問い合わせ先】独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
0120-149-931

苦情相談窓口

大阪府薬剤師会
072-840-9400

大阪府薬務課
072-807-7623